

谷口總合法律事務所報



No. 45

平成 30 年 5 月

契約締結交渉と弁護士の役割

所長 弁護士 谷口 直大

私は、平成 11 年の弁護士登録以来一貫して京都弁護士会において弁護士業務推進委員会に所属し、また、平成 25 年からは日弁連においても弁護士業務改革委員会に所属し、弁護士業務の拡大・充実のための施策に携わってきました。

司法改革による弁護士人口の大幅増員を受け、弁護士の活動領域の拡大は、この間、喫緊かつ重要な課題として、日弁連において様々な活動が展開されてきました。その中の大きな柱のひとつと位置づけられたのが「組織内弁護士」でした。

組織内弁護士は、企業、官公庁、学校等の組織に所属し(雇用され)、当該組織の指揮命令系統のもとで、その専門的知識に基づく業務を行うことになるわけですが、これにより、当該組織の法務面の充実が図られ、もって、司法改革の理念である「法化社会」を実現することが期待されるものです。

実際、2001 年当時 66 人しかいなかった組織内弁護士は、2017 年には 1,931 人にまで急増しました。特に、京都においては組織内弁護士の増加は顕著で、登録弁護士中の組織内弁護士比率 5.3%は東京に次ぐ全国第 2 位となっています(日本組織内弁護士協会調べ(2017 年 7 月))。

企業が組織内弁護士を抱え法務面を充実させ法的対応を強化させていけば、必然的に、その相手方企業もこれに対抗する態勢を整えることが求められます。さもなければ、対等な交渉により自己の利益を守ることができなくなってしまうからです。

そして、そのことが最初に顕在化する場面は、契約締結交渉と契約書作成の場面になると思われます。

そんな中、当事務所においても、クライアント企業様より、契約書の作成・チェックの相談をお受けする機会が増えてきています。ただ、契約書の作成・チェックは予め決められた契約条件を条項化する作業であり、その段階では契約当事者間の条件交渉上の勝負はすでについてしまっている場合が多くあります。また、条件交渉の過程において必要な視点が見落とされていたが故に条件交渉のやり直しに時間を浪費するといった場合もあります。

契約締結にかかる条件交渉過程に弁護士が直接関与することができれば、このような事態の多くは回避されうるのではないかと思います。

今後、組織内弁護士の拡充により、組織内弁護士を抱える企業は、契約締結交渉の場に組織内弁護士を同席させる場面を増やし、交渉力の強化を図っていくものと思われます(海外では組織内弁護士が契約交渉の場に同席することはむしろ当然のこととされているようです)。

ただ、組織内弁護士を抱えることのできる企業は、現状、そのほとんどが上場企業等の大企業に限られており、いわゆる中小企業において、組織内弁護士を直接抱えるということは、未だ、ハードルが高い状況にあります。そうすると、中小企業にとっては、組織内弁護士を抱え交渉力を強化してくる大企業と対等に渡り合うための「別の方策」を模索することが必要となります。

その「別の方策」として、顧問弁護士等の外部弁護士による「契約締結交渉のサポートサービス」が、これから、その重要性を増してくるよう考えています。

従来からも、裁判業務のみならず、「契約締結交渉業務」も弁護士業務のメニューとして用意されていたわけですが、現実には、「契約締結交渉業務」は十分に活用されていない傾向がありました。

しかしながら、組織内弁護士が浸透し大企業が交渉力を強化しつつある現状のもとで、中小企業がこれに対抗して契約締結交渉において有利な契約条件を勝ち取っていく方策として、これから、弁護士による「契約締結交渉業務」は、その必要性が高まり、積極的に活用されることが期待されると思います。

当事務所としても、今後、「契約締結交渉業務」を積極的に提供し、クライアント企業様にとって重要な契約を共に併走しながら作り上げていくようにしていきたいと考えております。

そして、究極的には、当事務所の顧問サービスを「企業の法務セクションのアウトソーシング」として位置付け、その存在価値を充実させていけるように努めて参りたいと考えています。



追伸

長女が、現在通学するノートルダム学院小学校のポスターのモデルに抜擢されました(左上の大きな写真が長女です)。

自慢を兼ねて紹介させていただきます。
(^^)



顧問先ご紹介

東山中学高等学校

校長 奥田 歓信



東山中学・高等学校は、1868年(明治元年)、時の知恩院第七十三世の名誉学天大僧正が、知恩院内に学問所(勸学院)を設けられたのが始まりで、以来本校は「真理」を求める仏教の本質を拠り所としながら、浄土宗祖法然上人の教えに根ざした人づくりを教育の目標としてきました。1909年(明治42)年、現在の左京区永観堂町に移転し、2018年(平成30)年に学校創立150周年を迎えることになりました。

自らの心に向き合い、自らのありかたを省みながら、苦悩の末に時機相応の仏教を提唱された法然上人のその教えは、自律的な人格を形成し、本校教育の大きな柱のひとつでもある、セルフ・リーダーシップ教育に深く息づいています。

また、1969年(昭和44年)には同じ教育方針の下、幼児教育に目を向け、山科区東野八代に幼稚園を設立いたしました。

1976年(昭和51年)、高校に特進コースを

設立し、1990年(平成2年)、中学に六年一貫コースを設立、2003年(平成15年)には高校特進コース、中学の六年一貫コースを細分化し、高校に最難関の国公立をめざすパスカルコース、ハイレベルの文武両道を実践するスーパーリアコース、クラブ活動と難関大進学を両立するクレセントコース、トップアスリートをめざすトップアスリートコースを設置し、中学からの六年一貫コースをスーパー進学系のユリーカコース・エースコースの2コース制とし、時代の流れ、社会のニーズに十分応えられる青少年の育成を目指し、京都で2校しかない男子校として東山独自の教育を展開しています。

また、クラブ活動においては、中学に17クラブ、高校に29のクラブがあり、運動部においては卓球部、バスケットボール部、バレーボール部、テニス部などは全国大会の常連であり、硬式野球部は春夏通して過去8度の甲子園出場を果たしています。また、文化部においても、ロボット研究会は3度国際大会に出場しています。

2009年(平成21年)、一層の飛躍を目指し、学校法人浄土宗教育資団(現、佛教教育学園)と法人合併を行い、学校としてより強固な経営基盤を固めるとともに、伏見区醍醐に野球場、国際大会でも使用可能な競技場、4面のテニスコートなど、総面積50,000㎡を超える広大な総合グラウンドを持ち、名実とも「スポーツの盛んな進学校」としての地位を築いています。

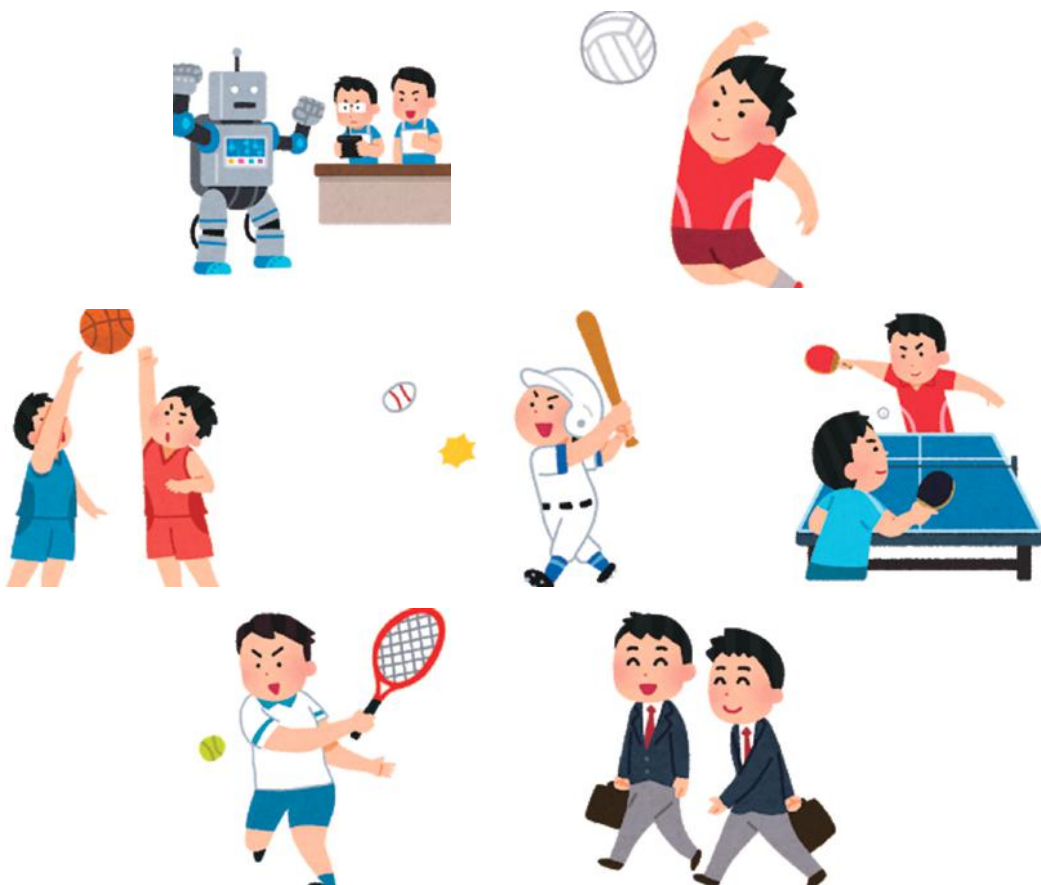
また、平成 22 年度から平成 29 年度にかけては、創立 150 周年記念事業の一環として西館・南館・講堂などの校舎群を新築するとともに、食堂・図書館棟の耐震リニューアル工事、体育館や第一グラウンドの整備等を行い、美しく快適な教育環境が整いました。

現在、中学生 507 名、高校生 1,173 名が在学し、セルフ・リーダーシップの下、日々勉学に励み、スポーツに勤しんでいます。

大学進学面については平成 30 年度入試において、東京大学や京都大学などを始め、国公立大学に 89 名、最難関私立大学でもある早稲田大学や慶応義塾大学など、543 名が私立大学へ進学しました。

また、大学入試改革で 2021 年に実施が予定されている「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」に向け、ICT 環境の整備、タブレットを活用した授業にも取り組み、CBT を活用して知識の定着を図り、思考力・判断力・表現力等の能力を養っています。

一方、教育基本法が定義している「学力の 3 要素」を身に付けさせるためにはアクティブラーニングが不可欠だと認識しており、「21 世紀型学力」をテーマの一つとして、男子校としての歴史と伝統に立脚しつつ、21 世紀に生きる生徒たちの土台を培い、スポーツの盛んな進学校として日本のリーディングスクールを目指しています。



協働研究会レポート

「協働研究会」報告

社会が複雑化・高度化し、質の高いサービスを提供するためには他の分野の専門家との提携関係が必要不可欠な時代となりました。

このような問題意識から当事務所では、平成9年6月、弁理士・公認会計士・税理士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・司法書士・建築設計士等に呼びかけ、「協働研究会」を発足させました。

毎月1回定例の研究会を開催し協働関係を深めております。



副業・兼業の解禁と中小企業経営

社会保険労務士 福田 秀樹

1. 副業・兼業容認の世の中へ

働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)にて、副業・兼業を認めていく方針が打ち出されました。その推進に向けて、厚生労働省のモデル就業規則も改定されています。従来のモデル就業規則は、「原則副業禁止、例外副業容認」でした。それが改定後は「原則副業容認、例外禁止」と、原則と例外が逆転して規定されています。

そもそも、従来から副業というものは法的に禁止されたものではありません。各企業の実業規則等の諸規定で禁止されていたに過ぎないのです。裁判例や学説においても、勤務時間以外の時間をどのように過ごすかは基本的に労働者の自由であることから、以下のようなケースに限って、例外的に企業が副業・兼業禁止する余地があるとしていました。

＜副業を禁止できるケース＞

- ① 本業への労務提供上の支障がある場合
- ② 企業秘密が漏えいするなど企業秩序に影響が生じる場合
- ③ 信頼関係を破壊する行為がある場合
- ④ 副業・兼業が競業に当たる場合

したがって、法律が変わって、副業・兼業が認められやすくなったのではないのです。

昨今、名だたる大手企業が次々と「副業容認」を打ち出し始めました。これは上記の政府の働き方改革政策によるものなのでしょうか？それ

も一部あるかもしれませんが、私は人手不足・定着対策、つまり「有能な人材の引き留めのため」とみています。有能な人材ほど労働市場からの引きが強く、活躍の場が多くあります。勤務先が副業禁止であれば、活躍の場を広げるためには転職の二文字が頭をよぎります。大手企業も有能な人材と何らかの関係を維持するのはメリットが大きいので、最悪、半分程度の労働力の提供であっても、“退職されるよりマシ”とみているのではないかと思います。

中小企業においては、実際、会社に内緒で副業している人は相当数いるとみています。働き方改革で残業が減り、アテにしていた残業収入が減ったこともあるでしょう。また、昨今の最低賃金上昇と人出不足でアルバイトの時間給が軒並み1,000円を超え、従前より稼げるようになったことも大きいでしょう。

2. 実務上の問題点

経営実務上の代表的な問題点として3点あげてみます。

一つは時間外割増賃金の支払い義務についてです。雇用契約にかかる副業・兼業の場合、労働時間は複数の事業場で勤務すれば通算することになっています。「事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する」(労働基準法第38条1項)「事業場を異にする場合」とは事業主を異にする場合をも含む。(昭和23年5月

14日 基発769号(局長通達))によります。複数の事業場で労働する場合、労働基準法の労働時間に関する規制(原則1日8時間、週40時間)は通算して適用されるのです。事業主は、自ら使用する労働者が実際に働いた時間を把握することとされています。これをあてはめると、本業の始業時刻前に新聞配達のアルバイトを2時間行っていた場合、仮に本業でその日の労働時間が8時間であったとしても、副業と合わせれば、10時間労働となり、本業の会社において2時間分の割増賃金の支払義務が生じることになります。中小企業がこのような義務を、労働時間を適正に把握して果たせるのかは大いに疑問です。

二つ目は会社の法的責任・民事損害賠償についてです。労働者が会社の禁止する副業・兼業を行ったケースであれば、「知らなかった」という弁解はありえるかもしれません。しかし「副業解禁」にて、届出・許可申請を受けることを通じて、副業先での労働時間が付加されることによる長時間労働が予見され、会社の安全配慮義務(労働契約法第5条)違反が問題となりえます。したがって、自社の時間外労働時間と副業先での就労時間を加えて、時間外労働が月間60時間～80時間を超えないよう事前に指導し、もし労働者が想定される時間を超えていると知ったときは、指導注意をする必要が生じてしまいます。

上記については「労働時間の短縮や雇用の流動化に伴い、…労働者の兼職の利益を重視する必要性」があること、「兼職の事実を知らないまま法定労働時間を超えて労働させた使用者に労基法違反の責任を課すことは不公平」「兼職に伴う長時間労働のリスクは労働者自身が追うべきもの」との理由からこれに反対する有力な学説もあるところです(土田道夫「労働契約法第2版」)。一般的な経営者の常識論からすれば当該学説のほうが、納得感があります。

三つ目は、中小企業が副業の容認を労務政策として打ち出す弊害です。それは「転職の奨励」になる懸念です。中小企業は極めて少ない、素養のある若い人材を経営幹部として

育成・処遇しなければならないニーズが高いといえます。もし、副業を容認すれば、以下のような事態にならないでしょうか。架空の話ですが、副業先企業を大手企業、副業労働者は中小企業の社員とします。

副業先企業「君、若いのによくやってくれるね。遅い時間までありがとう。ところで、今の会社でいくらもらっているの？」

副業労働者「まだ26歳で入社2年目ですから、年収300万円程度です」

副業先企業「もし、君さえ良ければだが、ウチに来ないか。入社1年目から年収420万円以上は出せるよ。30歳でリーダーになれば年収500万円以上だよ。君ならいけると思う」

副業労働者「え！ホントですか。家族とも相談してみます」

副業容認を打ち出した大手企業なら年収や福利厚生面では副業先と比較しても、上記のようなことにはなりにくいはずですが。しかし、特に中小企業の社員が大手企業で副業することになれば、簡単に引き抜かれてしまい、益々中小企業から優秀な人材が流出してしまうのではないのでしょうか。これは現に副業がさかんな海外企業で起こっている事実でもあります。

3. 中小企業の現実的な対応

以上のことから、労務政策としての特別なお考えがあれば別ですが、中小企業の就業規則は安易に副業容認型にせず、従来どおりの原則禁止型にしておくべきではないかと考えます。ただし、合理的な理由なく、副業の申請を不許可にし続けるのはリスクがあります。上記ケース①～④に該当しないのに、不許可にし続けた事案で、不法行為による損害賠償責任が生じたという裁判例もあります。したがって、労務政策の打ち出しとしては原則副業禁止、例外容認としながらも、いざ社員から副業の話が持ち出されてしまえば、原則副業容認、(上記ケース①～④に該当した場合に限り)例外禁止というのが現実的な“腹積もり”となるでしょう。

鯖江支所・支所長だより Vol. 5 = 号外 ～結婚いたしました！！

鯖江支所 支所長 弁護士 佐藤 孝一

今回の事務所報においても、事務局より告知された最初の投稿締切りを大幅に過ぎ、「この日までに出さないと本当に発行が遅れる」という日に再設定された投稿締切り当日に、筆を執っております。

日々をバタバタして過ごしているのは相変わらずでありまして、気付けば鯖江支所も開設より4年目に突入しました。いつものように忙しい日々を追われた3年目でしたが、そんな中でもご報告することがあるとすれば、これしかございません——私、結婚致しました！

3月に挙式披露宴を終えたのがもはや大分昔のように思えてしまう今日この頃ですが、今回は、私たち夫婦について、書いてみようと思います。

知り合ったきっかけは、大学在籍時に所属していたサークル(京都大学法律相談部)の後輩からの紹介です。曰く、勤め先の後輩に当たる関西人女子(香川県高松市勤務！！)とのこと。

とりあえず会って見ないと始まらない、ということで、京都で二人初対面。べたべたの京都観光をしたのを覚えています。

その後も、京都観光や福井県三国の花火大会などを通じて一緒に過ごした時間を経て、お付き合いを始めるに至り、鯖江と高松という海を渡る遠距離恋愛を乗り越え、前回の事務所報でご報告したとおり、昨年11月に婚姻届の提出と相成りました。

入籍前後を通じて、鯖江と高松という距離(電車でも4時間以上)は、私たちにとってなかなかタフなものでしたが、この点は妻のバイタリティに脱帽でした。付き合い始めたこ

ろは平均して2週間に1回、金曜日の仕事終わりに高松から車で出発して鯖江まで来てくれ、日曜の夜にはまた車で高松へ帰るという力技。そんな妻ですから、当然ながら、既に私、尻に敷かれ切っております。

このような遠距離の試練に立ち向かう私たちでしたが、3月には妻の次年度の勤務地が金沢に決まったことで、大幅に解消されました。



披露宴・舞妓さんによる祝舞

そんな中、本年3月10日、晴天の京都において、挙式披露宴を行わせていただきました。

披露宴は、妻の好きな「和モダン」をコンセプトに、お越しいただいたお客様に京都らしさを存分に満喫してもらえよう、二人で考えました。特に、二人とも食べるのが大好きなので、食事は最重要視でした。笑

その結果、老舗料亭の大広間を会場に、親族含め北は北海道から南は沖縄まで八十八人(末広がりで何ともめでたい!)の方にお越しいただき、地方さん・芸妓さん・舞妓さんによる祝舞を始めとして、ささやかながらめでたいひと時をすごすことができました。個人

的には、事務所代表の谷口直大先生から祝辞を頂き、その中で私についての思いをお聞かせただけなことなど、非常に心に残っています。

さて、そんなある種の浮かれモードから1ヶ月。現在の新婚生活はというと、「半同居」生活といった感じです。私は鯖江に、妻は金沢にそれぞれ居所を持ち、週末と水曜は私が金沢に帰っています。現在週2回鯖江・金沢間往復をしている私ですが、瀬戸内海を渡って行き来していた経験を思えばヘッチャラですし、金沢にいる時は、新居の家具や家電を妻と一緒に買いに行ったり、部屋の中の家具の配置を考えたりといった、新婚夫婦らしいこともしています。また、金沢に帰るときは、妻が晩ごはんを作ってくれるので、私の食生活も改善されつつあります(妻による栄養管理はこれまた、いろんな意味で、キビシイ)。

これからは時候もよくなるので、二人でどんだん金沢散策(グルメは必須)に出かけることを計画中です(先日は、兼六園の桜開花期無料開放に行ってきました)。

こんな感じで、新婚生活を送っています。



兼六園桜開花期無料開放にて

弁護士という仕事、支所長という職務が負う職責は非常に重く、これからの長い人生の中で、私もその重さに押しつぶされそうになることも出てくるかもしれません。そんな私にとっていちばん辛い時にも、いちばん近くで支えてくれる妻を迎えることができたのは、私にとって、何よりも幸福なことだと思っています。

まだまだ未熟者ですが、今後とも宜しくお願い致します。



披露宴・谷口事務所メンバーと



村上春樹をどう読む？(その1)－わたしの本棚－

弁護士 山崎 悠

皆様は、最近、小説を読んでおられますか？

私は、小説を読むこと自体は好きなのですが、仕事に追われる中では、なかなか小説を読む余裕を持つことは難しいと感じています。帰宅し、寝るまでの間に読めなくはないのですが、つい、テレビに見入ったり、音楽を聴いたりといった受動的な娯楽に流されてしまいます。

小説を読もうとするには、まず、本を開く必要があります。次に、書いてある文字を頭の中でイメージに置き換える必要があります。その上で、小説の中で展開されるストーリーを追いつける必要があります。こうしてみると、小説を読む行為は、ある程度積極的な意欲がないとできないように思います。娯楽が豊かな現代の環境で、あえて本を手を取ることは、それ自体、ある程度ハードルが高い行為なのかもしれません。

しかし、一方で、娯楽が発達した現代でも、小説の中でしか得られない感動があるのも事実だと思います。私は、小説から疎遠になりつつある自己への戒めも込めて、本稿で小説のことを書こうと思い至りました。

私は、文学を専門的に学んだことはなく、今まで、趣味として小説を楽しんできただけの人間です。したがって、専門的な知識のあ



る方からは、おかしなことを述べているとお叱りを受けてしまうかもしれませんが、何卒ご容赦願います。

さて、今日本で最も注目を集める小説家の1人は、間違いなく、村上春樹さんではないでしょうか。

毎年秋に、ノーベル文学賞受賞者の発表時期が近づくと、必ずメディアに取り上げられ、大きな注目を集めます。「ハルキスト」と呼ばれる村上さんの熱狂的ファンが集ってノーベル文学賞受賞者の発表を見守るという光景も、一つの風物詩となりました。こうした現象は、村上さんが実際にノーベル文学賞を受賞するまでずっと続いていくでしょう。



そのように熱狂的な支持を得る一方で、村上さんの小説には、いわゆる「アンチ」も多いのが特徴です。「何が良いのかさっぱり分からない」、「全く感情移入できない」という声も少なくありません。熱狂的ファンと、アンチと、大きく評価が分かれることも、村上さんの特徴といえるのではないのでしょうか。

私自身は、いわゆる「ハルキスト」ではありません。彼の作品を踏破したわけでもなく、また垂涎しながら新刊を今かと待ち望んでいるということもありません。しかしながら、「アンチ」でもありません。彼の作品を読むことは好きですし、優れた作家に違いないと思っています。

では、彼の作品の魅力は、どこにあるのでしょうか？また、その作品が一部の読者にある種の拒否反応を引き起こすのはどうしてなのでしょう？今回は、その点を私なりに考えてみたいと思います。

村上さんの文学作品の特徴として、まず、「翻訳調」と呼ばれる海外文学を翻訳したかのような独特の乾いた文体と、その文章の中で描かれる洗練された生活様式や洒脱な会話が挙げられるのではないかと思います。何気ないやりとりや、日常生活の描写の中にも、文化的な知識がちりばめられており、その文章を読み始めると、普段の日常とは文化的水準の異なる世界に一步足を踏み入れたような感覚を味わえます。その世界に一度浸ったのち、小説を読み終え、現実世界に立ち戻ると、現実世界が色あせて見えることだってあります。

そのような世界観に居心地のよさを感じる人は、きっと、作品中の世界に身を浸していたいと思うことでしょう。そして、いったんその心地良さを味わうと、その世界の中で展開される長大な物語も、あっという間に読めてしまいます。そのように、村上さんの小説は「地の文」において人々を魅了し、次々とページを繰らせるような一種の魔力があるように思います。「ハルキスト」と呼ばれる人たちの多くは、そうした一種の魔力にとりつかれた人ではなからうかと思います。

一方で、そのような世界観を、スノビッシュだと感じる人もいるはずです。確かに、村上さんの小説の世界は、全体を通じて気取ったところのある、一種浮き世離れた世界であり、現実味に乏しいことは事実でしょう。彼の小説の世界は、そのような感じ方をする人たちからは敬遠の対象となることも、よく理解できます。

このように、村上さんの作品は、物語の内容以前に、その文調に馴染むかどうかで、まずは好き嫌いが大きく分かれるように思います。

しかし、物語それ自体の是非については、文調とは異なった視点から考えてみる必要があるように思います。

それでは、物語の内容自体は、どうなのでしょう？

村上さんの物語の多くは、ある筋立て(プロット)が取り決められているわけではなく、突如として起こる事象を辿っているうちに物語がはたと終わるような印象を受けます。物語においては、なんの脈絡も前触れもなく、人が亡くなったり、非常に奇妙な出来事が生じたり、あるいは突如身近な人物が失踪したりします。それらの出来事は、それぞれに謎を秘めながらも、その原因の多くが明かされないまま、物語は終わってしまいます。

小説というものに、筋立てを求める読者は、村上さんの小説を読み終わったとき、「尻切れトンボ」のような違和感をおぼえることでしょう。その違和感は、明かされるべきことが明かされないまま、次にまた新たな出来事が起き、そうした出来事がいずれも収束しないままに物語が終わることへの違和感だと思います。そして、そのようなもやもやとした読後感を残すことが、彼の作品が「アンチ」を一定数作り出すもう一つの原因ではないかと私は思います。「わけが分からない」とか、「なにを伝えたいのか理解できない」といった意見があることも、それ自体は納得できます。



しかしながら、私自身は、彼の小説は基本的に分かりやすい小説であると思っています。その理由は、彼の作品は、ほとんどの場合、ある規則性に基づいて書かれていると思うからです。

その規則性というのは、「常に、事象が、登場人物の思考・行動に先んじて発生する」というものです。

スタンダードな物語は、ある出来事が発生し、その出来事に登場人物が立ち向かい、その結果、その出来事の根源的な原因を解決するという流れを辿ります。(例えば、鬼が人々を苦しめていたところ、桃太郎という人物が現れ、鬼を退治し、人々が幸せになる、というパターンです。推理小説において、探偵が事件の犯人及びトリックを暴き、解決するというのも同様でしょう。)そういった物語では、予測可能性のある程度は保障され、解決が実現したとき、読者は安堵感を得ることができます。



しかし、村上さんの小説では、ある出来事が生じ、それを契機に人々は思考し行動しますが、その行動の結果人々はまた不可解な出来事に巻き込まれてしまいます。そして、その行動を続けるうちに、主人公や、登場人物たちは、知らず知らずにある異常な世界(それも泥沼のように抜け出すことが困難な世界)に踏み入れていってしまいます。

村上さんの小説では、通常、主人公は、ある程度現実的な思考を持つ人物(そして、その多くは、「僕」という一人称で描かれます)として設定されており、実際、物語のなかでは、その主人公なりの一応の常識に従って行

動しているように見えますが、それにも関わらず、その主人公は、解決とはほど遠い世界に巻き込まれてしまうのです。その過程では、主人公らが行動し解決を実現するより先に、また別途の出来事が起こり、また主人公らは翻弄されるという、ある「パターン」が律儀なまで貫かれており、その規則性を踏まえて読めば、物語の構造が難解であるということはないように思います。ただ、その物語を辿るうちに、ややこしく、入り組んだ世界へと迷い込んでしまうのです。

では、なぜ、村上さんは、あえてこのような物語を作ろうとするのでしょうか。

先に述べました通り、彼の小説は、その文章自体に読み手を惹きつける強力な魅力があります。そして、そのような文章をもってすれば、より分かりやすい作品を書いたとしても、一定の読者を難なく確保できるようなと思います。

それなのに、なぜ彼は、あえてそのような小説を書き続けるのでしょうか？

これが、最後に残された、大きな謎です。

この点について、私なりの見解を書かせていただきたいところですが、本稿では紙面が限られますので、それは次稿に書かせていただきたいと思います。

次稿も是非お読みいただくと幸いです。



山林・林業に寄せて(9)

会長 弁護士 谷口 忠武

本号では、最近林野庁が、盛んに推奨した二つの政策について紹介します。

「皆伐・再造林」と「列状間伐」です。

読者の皆さんに一番わかってもらいたいことは、日本の国土は、大部分が山林と農地であるということです。山林は、国土全体の7割ほどにもなります。私たち日本人は、この国土に守られて、この国土の上で生活しているのです。国土を健全に保つということは、私たち日本人の生活の安全・安心を守るために、最も肝要なことだと思うのです。

政府や国会では、「国民の生命と安全・安心を守るため」とのお題目を唱え、アメリカから戦闘機やミサイル購入に、巨費を投じることばかり熱心です。他方、過疎地を中心に、山林や農地の健全性が危機に陥っていることにはあまり関心がないようです。こっちのほうがずっと国民の生活の安全・安心を脅かしているのだということに気がつくようしていません。林業関連予算についても、僻目かもしれませんが、削ることばかりに熱心になっているのではないかと思いたくることがよくあります。

日本の国土の健全性がどんどん損なわれていっているということを知ってください。

さて、最近の林政として林野庁が盛んに宣伝している「皆伐・再造林」と「列状間伐」の話を進めます。

「百年の計」という言葉があります。最近盛んに立てられる、五か年計画、中期計画といったものと比較すると、超長期計画になります。

私は、国の林政は、百年の計でなければいけないと思っています。いったん植林した立木は、収穫まで、長伐期なら100年かかります。途中で方向転換したら、また一からやり直ししなければなりません。

ところが、国の林政は、ころころ変わります。

以前は、10年ごとに代わると嘆いていたのですが、最近は、10年ももたないと思っています。

皆伐・再造林

皆伐・再造林政策とは、植林が収穫に適した林齢(60年から80年ぐらいを考えているのではないのでしょうか)に達したら、全部伐って収穫し、改めて1から造林しようとの呼びかけです。

その意図するところは理解できます。しかし、この呼びかけは、日本の林業が抱えている苦境を理解していないように思われ腹立たしいのです。

昭和35年をピークとする前後数年のうちに山林の驚くべき面積が植林されました。其の後は漸減し、ここ30年間の新しい植林は微々たるものです。

その結果、日本の人工林の林齢構成が、いびつになってしまっています。林業及び森林が、持続可能で健全な状態を保つためには、林齢構成がなだらかなことが理想的です(法正林の考え方)。例えば、国民の年齢構成と比べればよく分かります。団塊の世代が、退職期を迎えると、大変なことを解決しなければなりませんでした。日本の人工林の世界では、団塊の世代が、大部分を占めている状況なのです。良くないことはわかっています。この、いびつな林齢構成を少しずつでも改善する方策として提唱されているのが、皆伐再造林政策なのです。

10年以上前になるとと思いますが、その当時の林野庁の推奨政策は、「長伐期施業」でした。

山林・林業で、国土を守るうえで一番大切なことは、林地を裸地状態にして放置しないことです。そこで、山林を皆伐した後は、早期に山林として更新するようにすることが肝要です。その手段は、再造林または、天然更新です。天然林の択伐については、天然更新

が適切だと思いますが、植林の皆伐跡地については再造林が適切です。

長伐期施策が推奨されだした頃は、急激な木材価格の低落により、林業が業として全く成り立たなくなって、林家が廃業に追い込まれたころでした。このころに皆伐をしたら、木材価格は安く、そのあと新植し、最低7年間は必要な保育作業を行う人材も、経費もありません。鹿の異常繁殖により、新植しても苗の食害が頻発するという事態にもなっていました。必然的に裸地化し、放置されざるを得ない状況でした。森林の健全性を保つためには、間伐を繰り返し皆伐を避ける長伐期施策政策よりなかったのだと思います。私も納得しその考え方により、自分の所有山林も経営する覚悟を定めました。

その後、林家の消滅はさらに進み、木材価格も低迷したままです。獣害も改善されていません。それなのに林野庁は、「皆伐・再造林」の政策変更を唱えるのです。現場の実情を無視した政策変更は、成功するわけではなく、かえって自然破壊の原因になりかねないと思います。

林齢構成のいびつさは、50年以上かかった無策の果てに作り出されたものです。林業のように、息の長い営みにあっては、これを是正するには、それこそ百年の計でなければなりません。

現場の実情を無視した押し付けに怒りと悲しさを覚えます。

列状間伐

昨年、林野庁は、全国に向けて、盛んに列状間伐を推奨しました。

列状間伐とは、放置や間伐が大幅に遅れた人工林が多発し、さらに林業労働者が枯渇する中で、解決策の一つとして工夫されたものです。

例えば植林が、斜面に沿って13列植えられているとすると、4列目と5列目及び9列目と10列目を皆伐します(2伐3残)。その結果山林は、2列の隙間のできたものになります。これをもって間伐というのです。切ってしまう2列の中には、将来立て木となるべき立派な形質を持ったものが含まれます。残

した3列の中には、将来ものになるはずのない形質の悪い木もそのまま残されます。

列状間伐に対する間伐は、「定性間伐」といいます。もともとこんな言葉はなかったのですが、「列状間伐」という新しい技術が開発された為にできた言葉です。

野球でいうと、ナイターが始まったためにデイゲームという言葉ができたのと同じです。もともと間伐の目的は、優良な木材を育てることです。その為に、質の悪い木を除きかつ、一本、一本の木の間隔を調整し順調な成長を図るためのものです。定性間伐は、まさしくこのことのために行われているのです。私に言わせれば、良い木も切って、悪い木も残す結果になる列状間伐は、間伐というに値しないものだと思うのです。

人工林の荒廃、人手不足、低コスト化の要請から、林野庁が推進しようとする苦肉の策かと思いますが、本質を誤っています。

列状間伐では、決して良い木を育てることはできないでしょう。

私が林業に取り組みだした頃は、林業界全体が、夢を抱いて取り組んでいました。

全国で盛んに研究されていたのは、「優良大径木施業システム」の確立でした。

1ヘクタール当たり3,000本植林し、その後の下刈り、除伐、雪起こし、枝打ち、間伐、皆伐年度の設定などを図式化するのです。各県の取り組みを読み込み、目を輝かせて谷口山林の計画を検討しました。国も同じ思いだったと思います。その後の保育間伐の補助金制度も、この考えに沿って設けられてきました。私は、今でも「優良大径木施業」の方針を堅持しています。

列状間伐など一切やる気がありません。私は、「列状間伐」を「劣状間伐」と読み替えています。

国の林業政策は、何もかもうまくいかなくなってしまった重圧からか、夢も誇りも捨ててしまったようで、悲しい限りです。

国の新しい森林環境税が、何らかの解決策を見出してくれるのでしょうか。

枯れた林業向き合って

木材流通拠点



山から切り出され、市場に並んだスギの原木に、優しいまなざしを落とす谷口さん(南丹市八木町・八木木材市場)

山から切り出されたばかりのスギやヒノキの原木が、競り場にずらりと並ぶ。どれも樹齢40年から60年を超える立派な丸太ばかり。京都府中部

の本をいとおしそくに眺めながら、ため息交じりに言葉を漏らす。「もう林家は、どんなに一生懸命に働いても、飯を食っていけないんです」

の木材流通拠点である八木木材市場(南丹市)で、社長の谷口忠武さん(76)は一本一

谷口さんが林業に携わり始めたのは45年ほど前。弁護士として多忙な日々を過ごす傍ら、知人から譲り受けた府内の山林を基に、造林に励むようになった。植林と伐採を数十年サイクルで営む林業。商品となる木材を育てるためには、間伐や枝打ちなど適切に人の手を加え続ける必要がある。子や孫の代を見据えた森づくりが、ひいては山の荒廃を防ぎ、国土の保全を支えている。そんな自負があった。戦後、国内の林業は国を挙げて振興が図られた。天然の広葉樹林を伐採し、代わりに建築用材として需要が高く成長も早い針葉樹の植栽が進められ、人工林が拡大した。一方で、輸入自由化により外材が大量に出回るようになり、木材の価格が下落。景気の後退で需要も低迷し、林家は徐々に追い詰められていった。谷口さんが林業を始めた頃と比べ、現在の人件費は5倍

に増えたが、スギの価格は3分の1以下に落ち込んだという。6年前に弁護士の仕事は一線を退き、林業の維持に欠かせない木材市場の存続をかけて、同市場の社長として無償で働いている。

府内の林業労働者数は、こ

だ。

訴える。

×70 府内の土地面積約46万1千haのうち、森林が74%、田畑などの耕作地が7%を占める。2015年の産出額は、農業719億円、林業49億4千万円、漁業44億円で、1989年と比べて林業は66%減少、漁業も42%減っている。農業就業人口は2万4760人(15年)で10年間で約1万5千人減。環境保全や水資源のかん養などの公益的機能に寄与する農林水産業の評価額は、府内全体で1兆円以上の試算もある。

の20年で約3割に激減した。「これまで政治家は有効な手を打たず、林業を枯らしてしまっただけで、国土にとってこれが大変なことだということを感じて向き合ってほしい」。谷口さんは真剣なまなざしで訴える。

谷口菜園から(14)

会長 弁護士 谷口 忠武

今年こそは、気象の異常と、野菜作りへの影響については書きたくないと思っていた。

ところが、今冬は、今までにないような野菜作りの難しさであった。

やはり、書き留めておかなければいけないだろう。

スーパーでは、ほうれん草も白菜もやたらと高く鍋物ができないというようなニュースが盛んに流れていた。谷口菜園でも同様である。もっともひどいのは玉ねぎである。玉ねぎの収穫時期は6月だから、今はまだ市場のニュースにはなっていないが、6月頃になると、玉ねぎの高騰がニュースになると予測する。本号では、玉ねぎと白菜の不出来について書くことにします。でもそれ以外の野菜が、普通にできたというわけではなく、ほかの野菜も、軒並みに出来は悪かった。自慢のイチゴも苗の出来が悪く、購入苗を加えて、ようやく2畝植えています。成長は、例年と比べ、著しく低調です。

今までで最も難しく、できの悪い秋から春にかけての畑作業でした。



今年の玉ねぎ



この原稿を書いているのは、平成30年3月中旬です。いつもなら、畑で盛んに成長を始めている頃なのですが、今年はさっぱりです。まず、私の玉ねぎ作りのスケジュールを説明しましょう。

種は、タキイ種苗の通信販売で4種類買いました。早生品種のソニック、中性種の赤玉の極み、アトン、中晩生種のネオアースです。

ソニックは、早生種で、4月末頃から収穫できます。もっと早く収穫できると書かれている種類もあるのですが、作ってみた経験では、球が小さくて、満足のいく結果が出ませんでした。ソニックは、球太りもよく、使い勝手もよいので、早生種はこれだけにしています。この玉ねぎは、生食、煮炊きいずれにも向いており、6月頃までは、これを食べります。

赤玉の極みは、主として生食用です。以前は猩々赤という種類を作っていました。赤玉の極みは、のちに改良種として出てきたものです。いずれも外皮が赤い色の玉ねぎですが、赤玉の極みのほうが、内部まで赤が入り込んでいます。出来や味はあまり変わらないように思います。

アトンは大玉です。

ネオアースは、タキイの推奨種です。貯蔵性が一番良いように書かれているので作るようにしているのですが、私のところでは、ほかの種類より貯蔵性が優れているという実感はありません。

種まきは、定植の45日前ぐらいが良いということで、従前9月15日を考えていましたが、今年は、9月20日にしました。これ

には訳があります。玉ねぎの苗は、大きく元気に成長したものを定植すると、成長はよいのですが、球の肥大初期に、花芽が出てしまい球の中央が芯になり食べられません。球も肥大しません。苗は小さい目が安全です。最近、温暖化の影響で、少し遅い日の栽培のほうが間違いないと考えたからです。少し遅く蒔いても、その後暖かいので、十分追いつくはずだったのです。ところが、今年は秋にいつもより早く寒くなってしまい、苗の成長が滞りました。苗の成長を見守りながら、11月に入って、定植の準備にかかりました。いつものように、肥料等を撒いて全面耕耘し、畝づくりをして15センチ間隔の穴あきマルチをかぶせます。この穴に、1本ずつ苗を定植するのです。苗の成長を見守りましたが、今年は、寒い日が続きさっぱり大きくなりません。11月の10日ぐらいになっていたでしょうか、しびれを切らして、少し小さい目でしたが、苗を引いて定植しました。ソニックの苗の出来が悪く、数が足りないので、アヤハディオで100本買い足しました。

いつも通りに植え付けました。気候は、相変わらず寒く、見ていてもほとんど成長しません。それどころか消えてしまった苗もたくさん出ました。買い足したソニックは、ほとんど消えてしまいました。

あまりにひどい状況で、仕方なく、苗畑に残っていたときの悪い苗を全部集めて2月末頃に枯れたところに補植しました。まともな球になるわけではないのですが、仕方ありません。

いつもワクワクして畑に飛び出す啓蟄の日も、寒くて畑日和になりませんでした。ところが3月10日を過ぎて、急に暖かくなりました。畑の野菜にも急に花がつかだしました。たまねぎ苗も少し元気がでてきたようです。それでも例年とは比べ物になりません。

どのような収穫になることやら。楽しみはありませんが、次号で報告します。

今年の白菜



私の今年の白菜作りのスケジュールです。種は、早生、晩生、極晩生の3種類を用意することにしています。早生は無双、晩生は冬峠、極晩生は晩揮と毎年決めていました。今年は、晩揮が入手できなかったため京都3号という晩生種を買い求めました。

無双は白菜の基本種として、昔から、作っています。最近、黄色い種類が流行っているようですが、もともとの白い白菜です。中型の作りやすい品種です。早生種ですから、11月末頃から12月にかけて収穫して食べます。12月末頃になると、外葉が枯れて、球に張り付いたようになります。それ以後に収穫する分は、外葉を取り除くと、真っ白な美味しそうな結球です。

冬峠は、中晩生というべきでしょうか。12月末から2月にかけて収穫するために作ります。無双より大玉になります。作りやすいのと、大きな球になるのでお気に入りです。

晩揮は、冬峠の収穫が終わった3月頃に食べられるように作っています。真冬の寒さの中でも成長し、外葉が枯れることもありません。

以上でうまくいけば、11月から3月まで白菜が供給できる目論見です。

昔は、畑に直接種をまいて作っていました。当たり前のことです。白菜をうまく結球させるためには、大根などと比べ早く作りだすことが肝要です。早生種は遅くとも8月末には種まきをしたいのです。しかし、近年では、気温が暑すぎると、虫害がひどくてうまくいきません。そこで、最近、家でポット苗をつくり、少し涼しくなってから、畑に移植する方法をとっています。初期の虫害に会うこともなく、畑地の占有期間も短くなるので、好都合なのです。ところが、ここ2、3年は、暑さのせい、家でポット苗作りもううまくいきません。

8月末に苗作りにかかりました。ところが、暑さが和らがないため苗作りがうまくいきません。なんとかできた不出来な無双の苗を定植しました。暑さが厳しくて、成長しません。夏の終わりから初秋にかけて暑さが厳しいと、虫害も厳しくなります。今年の無双は、ほとんど消滅してしまいました。追いかけて作った冬峠もあまり調子は良くありませんでした。さらに9月中旬からでしたか、急に寒くなりだしました。今度はせっかくの成長期に、寒さで、成長しないようになってしまいました。このままでは、とても量が足りません。急いで晩揮の種を探しましたが、入手できなかったので、代わりに晩生と書かれている京都3号を買い求め、苗作りをしました。少し遅くなってしまったので、結球しないのではないかと心配しましたが、最近、温暖化なので、いつもの調子が戻れば、何とかかなるだろうと期待しました。

今年の冬は寒さがいつまでも続きました。白菜の成長は、大幅に遅れました。結球して食べだしたのは1ヶ月遅れぐらいになりました。半分以上が、結球しないまま白菜ならぬ緑菜のままになりました。美しい緑を保ち、大きく成長しています。

結球した白菜の収穫・配達は、2月の半ば頃までどうにかできました。あとは緑菜だけです。

我が家で、緑菜を白菜と同じように食べてみました。これがおいしいのです。やわらかくて、甘く、白菜に遜色ありません。意を強くして、大きな顔をして、子供たちのところにも配達し、食べてもらっています。

あと少し残るだけです。私と妻の信念は、もったいないことをしてはいけないとの考えです。畑で作ったものは、ほかすことなく、全部食べつくしたいのです。どうやらその点は実現できました。

昨年まで、白菜が結球しないということはありませんでした。したがって、緑菜で食べるという経験もしていませんでした。今年の緑菜のおいしさは、意外な経験でした。一般

的に、冬の野菜は、寒さに会うことによって、糖化が進み、甘くなるといいます。今年の異常気象の贈り物でした。

総括

今年の不作の原因ははっきりしました。

気候不順のせいに他なりません。9月中頃までは亜熱帯状態でした。それ以後は、一転して寒帯状態が続きました。1月、2月は、庭の小さな池ですが、毎日くらい氷が張りました。分厚い氷の日もたくさんありました。こんな気象条件で、野菜が適応できるわけがありません。野菜がかわいそうです。

本日は3月16日、昨日まで1週間ほどは20度を超え5月の陽気。最高最低の温度差は15度ほど、それまでは真冬。打って変わって、今日は最高最低とも同じ約10度、明日からはまた寒くなるとか。

花菱あちゃこの「無茶苦茶でござりまするがな」が懐かしい。(こんな流行言葉を知っている読者が何人いることやら。)



谷口会ゴルフコンペ

第 104 回 谷口会ゴルフコンペ

30.4.29

朝日野 CC

メンバー	アウト	イ ン	グロス	ハンデ	ネット	ランク
田中 将平	65	81	146	36.0	110.0	19
土屋 義弘	66	64	130	36.0	94.0	16
谷口 忠武	59	71	130	34.8	95.2	17
伊東 久光	60	63	123	36.0	87.0	14
福藤 浩明	57	57	114	34.8	79.2	9
河瀬 仁志	49	44	93	20.4	72.6	2
谷口 直大	57	70	127	36.0	91.0	15
河瀬 隆太	52	53	105	28.8	76.2	6
新沢 耕一	46	49	95	21.6	73.4	3
田中 聡	50	47	97	16.8	80.2	10
大川 真司	50	48	98	20.4	77.6	7
北川 公彦	44	42	86	12.0	74.0	4
谷口 政史	49	45	94	21.6	72.4	優勝
入江淳一郎	64	72	136	36.0	100.0	B.B
田中久米四郎	48	51	99	20.4	78.6	8
西山 康之	45	45	90	9.6	80.4	11
奥 創平	59	56	115	33.6	81.4	12
上野 浩也	53	56	109	24.0	85.0	13
大川 雅司	47	47	94	19.2	74.8	5

ニアピン賞…大川雅司、河瀬仁志、河瀬仁志
 ベストグロス…北川公彦

敬称略・順不同

第 104 回谷口会ゴルフコンペの結果は上記のようになっております。次回は平成 30 年 10 月に同じく朝日野カントリー倶楽部で予定しております。

詳細は追ってご案内させていただきます。皆様奮ってご参加下さい。



編集後記

ご多用中にもかかわらず今回原稿をお寄せいただきました東山中学・高等学校校長奥田敬信先生、社会保険労務士福田秀樹先生、本当にありがとうございました。

今号では鯖江支所便りより佐藤弁護士の結婚報告、山崎弁護士の読書の話その1など気軽に楽しんでいただける内容でお届けしました。所長の話にもありましたように、契約締結交渉業務も積極的にご提供できるよう努力して参りますので宜しくお願いいたします。



表紙絵紹介

「スペインのトレドにて崖上の教会」 作者 留岡 彬氏

この絵は、亡谷口義弘が、留岡さんからいただいたものです。親交のあった四元義隆さんとの交友の中で知り合ったようです。3人とも故人になってしまわれました。

留岡さんは、有名な画家ではありませんし、作品もごくわずかなようです。

私の気に入っている1枚です。



谷口総合法律事務所報 45号 平成30年5月

発行 谷口総合法律事務所

京都市中京区中町通夷川上ル鉾田町 288

TEL 075-241-0935 FAX 075-241-2735

<http://www.taniguchi-lo.jp>

弁護士 谷口 忠武 弁護士 谷口 直大

弁護士 山崎 悠 弁護士 蜂谷 綾子

弁護士 松本 信弘

事務局 内田 恵 羽田 祐子

照田 久実

鯖江支所

福井県鯖江市本町1丁目1-9 煙安ビル2階

TEL 0778-51-7676 FAX 0778-51-7677

弁護士 佐藤 孝一 弁護士 千葉真貴子

事務局 新本 遥加